平成21年度（対20年度実績）

# 事務事業評価表

作成日 平成 21 年 6 月 2 日

| 部局名 | 健康福祉部 | 所属名 | 国保年金課 | 所属長名 | 笠原　豊晴 | 電話 | 483-1151 内線3150 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

## 1. 事務事業の位置付け・概要（ＰＬＡＮ）

| コード | 9086 | 事務事業名称 | 出産育児一時金貸付金 | 短縮コード | 経常 | | 臨時 | 9086 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| 予算区分 | 会計 | 10 | 国民健康保険事業特別会計 | 款 | 08 | 保健事業費 | 項 | 02 | 保健事業費 | 目 | 04 | 出産育児一時金貸付金 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| 区分 | ☑自治事務　☐法定受託事務　☐その他 | 根拠法令等 | 八千代市国民健康保険出産費資金貸付条例、八千代市国民健康保険出産費資金貸付条例施行規則 |
|---|---|---|---|

**事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）**

平成14年から、被保険者の福祉の向上に寄与することを目的に開始。
出産費用の支払いに困ったとき、世帯主に対し、無利子で資金を貸し付ける。

**事務事業を取り巻く状況の変化　又、今後の変化の推測**

平成19年10月1日以降に開始された受取代理制度については，保険料の納付状況に応じて出産貸付を選択しなければならない事例も多いことから，引き続いて貸付件数も微増するものと見込まれるが，平成21年10月1日以降に出産育児一時金の支給額引上げとともに始まる「出産育児一時金直接支払制度」においては，保険料の納付状況にかかわらず利用できることから，貸付件数は減少していくものと思われる。

**総合計画の施策体系**

| | | |
|---|---|---|
| ５本の柱（章） | 01 | 健康福祉都市をめざして |
| 大項目（節） | 03 | 社会保障 |
| 中項目 | 01 | 国民健康保険 |
| 小項目（施策） | 01 | 財政運営の健全化 |
| 細項目 | 02 | 医療費（給付）の適正化 |
| 実施計画の計画事業 | | |

| 計画事業の位置付けの有無 | ☐ | 計画事業期間 | ～ | 計画事業費 | 千円 |
|---|---|---|---|---|---|

## 2. 事務事業の目的・指標・実績（ＤＯ）

| | |
|---|---|
| 対象（誰を何を対象にしているのか） | 出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯の世帯主に、出産育児一時金の９割までを貸付。 |
| 手段（具体的な事務事業のやり方、手順、詳細） | ※平成20年度に実際に行ったこと：<br>世帯主から申し込みを受け、出産に要する費用を支払う為の資金として、出産育児一時金支給見込額の9割までを貸付。出産育児一時金の支給時に相殺。<br><br>※平成21年度に計画していること：<br>20年度と同じ。 |
| 意図（何を狙っているのか） | 被保険者の一時的な出産費用の軽減を図る。 |
| 結果（どんな結果に結びつけるのか） | 入力対象外 |

| 区分 | | | 単位 | １９年度 | ２０年度 | | ２１年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 |
| 対象指標 | 指標１ | 出産育児一時金支給件数 | 件 | 282 | 320 | 262 | 300 |
| | 指標２ | | | | | | |
| | 指標３ | | | | | | |
| 活動指標 | 指標１ | 出産育児一時金貸付件数 | 件 | 39 | 25 | 35 | 48 |
| | 指標２ | | | | | | |
| | 指標３ | | | | | | |
| 成果指標 | 指標１ | 一時的に経済的負担の軽減を感じている世帯 | % | 100 | 100 | 100 | 100 |
| | 指標２ | | | | | | |
| | 指標３ | | | | | | |
| 上位成果指標 | 指標１ | | | | | | |
| | 指標２ | | | | | | |
| | 指標３ | | | | | | |

| コード | 9086 | 事務事業名称 | 出産育児一時金貸付金 | 所属名 | 国保年金課 |
|---|---|---|---|---|---|

| | | | 単位 | １９年度 | ２０年度 | | ２１年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 |
| 事業費(A) | 財源内訳 | 国 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 県 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 地方債 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 一般財源 | 千円 | 11,809 | 11,340 | 11,915 | 16,416 |
| | | その他 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 主な事業費の内訳 | | | 出産育児一時金貸付金 | 出産育児一時金貸付金 | 出産育児一時金貸付金 | 出産育児一時金貸付金 |
| 人件費(B) | | | 千円 | 152.2 | 151.2 | 259.2 | 259.2 |
| トータルコスト(A)＋(B) | | | 千円 | 11,961.2 | 11,491.2 | 12,174.2 | 16,675.2 |

## ３．事務事業の評価（ＳＥＥ）

| 評価類型 | 評価事項 | 評価区分 | 理由 |
|---|---|---|---|
| 目的妥当性 | ①事業目的が上位の施策に結びついているか？ | ☑ 結び付いている<br>☐ 結び付くが見直しの余地がある<br>☐ 結びつきが弱い・ない<br>☐ 評価対象外事項 | 「出産育児一時金貸付金」は上位の施策「財政運営の健全化」にむけ実施しており，結びついている。 |
| | ②すでに所期目的を達成しているか？<br>※「達成している」を選んだ場合、⑥に進んでください。 | ☐ 達成している<br>☑ 達成していない<br>☐ 評価対象外事項 | 出産育児一時金支給制度、受取代理制度と合わせ、保険料の納付状況に応じて受取代理制度を利用できない世帯の方が医療機関等へ事前に支払いを行う手段として、継続して実施することが必要なため。 |
| | ③民営化で目的を達成できるか？<br>※民営化・・・事務事業の全部又は一部の実施主体を全面的に民間事業者等に移行すること。<br>（民間委託は、権限に属する事務事業等を委託することで、民営化とは異なる。） | ☐ 可能性はある<br>☑ 可能性はない<br>☐ 評価対象外事項 | 出産育児一時金として支給が見込まれる世帯主に対して、貸し付けを行うため、出産費用の支払いの軽減を図り、被保険者の利便を考えた制度であるため。 |
| | ④「対象」・「意図」の設定は現状のままで良いか？ | ☑ 現状のままでよい<br>☐ 見直す必要がある<br>☐ 評価対象外事項 | 分娩前に医療機関からの支払請求があった場合や、保険料の未納があり、出産育児一時金受取代理制度を利用できない被保険者も利用でき、出産費用の負担が軽減されるため、結果に結びつくことが出来る。 |
| 有効性・効率性 | ⑤今後、有効性や効率性を向上させる可能性はあるか？<br>可能性がある場合は、⑤－２，３を記入する。<br>可能性がない場合は、理由を記入する。 | ☐ 有効性向上の可能性がある<br>☐ 効率性向上の可能性がある<br>☐ 両方可能性がある<br>☑ 可能性がない | 事務手続きは、保険料の納付状況により納付相談が必要になる場合があるため、臨時職員での対応や民間事業者等に委託することは、難しいと思われる。また，すでに情報システムを活用した事務処理を行っているため，現行以上の成果は望めない。 |
| | ⑤－２<br>有効性や効率性を向上させる手段は何か？<br>該当する手段を選択し、具体的な方法と得られる効果を記入する。手段が「類似事業との統合・役割見直し」である場合は、該当する類似事業を記入する。 | ☐ 民間委託等<br>☐ 臨時的任用職員等の活用<br>☐ ＩＴ化等の業務プロセスの見直し<br>☐ 受益者負担の見直し<br>☐ 類似事業との統合・役割見直し<br>☐ 上記以外の方法 | 類似事務事業名称 1: ／ 実施主体（所管部署）:<br>類似事務事業名称 2: ／ 実施主体（所管部署）: |
| | ⑤－３<br>推進にあたっての課題はあるか？(一時的な経費増・市民の理解等) | ☐ ある<br>☐ ない | |

| コード | 9086 | 事務事業名称 | 出産育児一時金貸付金 | 所属名 | 国保年金課 |
|---|---|---|---|---|---|

<table>
<tr><td rowspan="4">今後の方向性</td><td rowspan="4">⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。</td><td>☐ 改革・改善して継続<br>☐ 手法プロセスの改革・改善<br>☐ 事業規模の拡大・縮小<br>☐ 統合・役割見直し<br>☐ その他</td><td rowspan="4">事務事業としては現状のまま継続していくが，平成21年10月1日からの出産育児一時金の支給額引上げとともに始まる「出産育児一時金直接支払制度」により，出産貸付の利用は将来的に減少していくものと思われる。</td></tr>
<tr><td>☐ 廃止（事業完了含む）</td></tr>
<tr><td>☐ 休止</td></tr>
<tr><td>☑ 現状のまま継続</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="5">⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">経　費</td><td rowspan="5">平成21年10月1日からの出産育児一時金の支給額引上げとともに始まる「出産育児一時金直接支払制度」により，出産貸付の利用は将来的に減少していくものと思われる。</td></tr>
<tr><td>削　減</td><td>不　変</td><td>増　加</td></tr>
<tr><td rowspan="3">成果</td><td>向　上</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr>
<tr><td>不　変</td><td>☑</td><td>☐</td><td>☐</td></tr>
<tr><td>低　下</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr>
</table>

| この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見）<br>※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など |
|---|
| 出産費資金貸付制度により，子供が生まれてから支給する出産育児一時金の上限９割までを，出産に先立って事前の貸付として利用される事例は増えているが，その一方で貸付における添付書類として出産予定日等の明記した出産証明書を必要とすることに対する理由説明，そして医療機関より請求を受けた時点で貸付請求をされる場合の必要書類等についての問合せを受けることもあり，貸付制度に対する関心が高まっている状況である。 |

| 所属長コメント | 条例に基づく貸付制度であり，事務の効率化を図り業務を進めていく。 |
|---|---|

<table>
<tr><td rowspan="4">評価調整委員会評価</td><td>☐ 改革改善して継続<br>☐ 手法プロセスの改革・改善<br>☐ 事業規模の拡大・縮小<br>☐ 統合・役割見直し<br>☐ その他</td><td rowspan="4">担当課の評価のとおり，現状のまま継続とする。</td></tr>
<tr><td>☐ 廃止（事業完了含む）</td></tr>
<tr><td>☐ 休止</td></tr>
<tr><td>☑ 現状のまま継続</td></tr>
</table>